

ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284

e-mail:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

「65歳までの継続雇用」
に賛成？ 反対？◆賛成派 36.6%、反対派
30.6%

株式会社インテリジェンスが運営する転職サービス「DODA（デュダ）」が、65歳までの継続雇用への賛否等に関して行った意識調査（25～39歳のビジネスパーソン5,000人が対象）によると、「望ましい」と回答した人が36.6%、「望ましくない」と回答した人が30.6%となったそうです。

◆賛成・反対それぞれの理由
は？

賛成派・反対派の主な理由は、次の通りでした。

【賛成派の理由】

- ・仕事が好き…60歳はまだまだ元気に働ける、働くことで毎日が充実する。
- ・収入源が確保できる…年金受給開始年齢の引上げによる無収入期間の発生や、晩婚化による60歳以降も必要となる養育費など、金銭面の不安を解消できる。

- ・高齢者も戦力になる…ベテランの知識や労働力を高く評価し、社会や企業で活かすべき。

【反対派の理由】

- ・高齢者の雇用を確保することで、若者の雇用・待遇に影響が出る。
- ・高齢者の雇用を確保すれば、若年層の雇用や給料が減少する。
- ・上のポストが詰まることで、若手が昇進・成長する機会が減り、次世代を担う人材が育ちにくくなる。

◆何歳まで働きたいか？

また、「何歳まで働きたいか」という質問について、最も多かった回答は「60歳」の33.1%、次いで「65歳」(26.7%)でした。

「60歳」と回答した人の理由は、「体が健康なうちに、趣味やボランティアなど幅広い活動をしてみたい」、「家族で過ごす時間をなるべく多く持ちたい」、「60歳を超えて働くのは体力的・能力的に厳しく、若い世代にも迷惑がかかる」などでした。

一方、「65歳」と回答した人の理由は、「住宅ローンや養育費等で65歳までは働く必要がある」、「年金受給年齢までは収入源をなくすわけにいかない」、「仕事が好きなので生涯現役で頑張りたい、なるべく長く社会と関わり、社会貢献することで生き甲斐を感じたい」などでした。

この調査結果から、60歳以上の働き方や仕事内容については、個々の健康状態や能力、家庭事情に合わせた希望等に応じて選択できることが望まれていると言えそうです。

「組合との賞与交渉における資料不提出は法違反」との判断

◆賞与交渉における会社の対応

売上・利益・査定資料・組合員の査定結果の提出について労働協約を締結していたにもかかわらず、労働組合との団体交渉（賞与交渉）において会社がこれらの資料を提出しなかった事件の再審査で、

中央労働委員会は、不当労働行為に当たるとの判断を示しました（10月23日）。

◆事件の概要

会社は、労働組合と、(1)賞与・昇給の支給以前に団体交渉を行うこと、(2)賞与総額の根拠を示す資料（売上・利益、査定資料および組合員の査定結果）を提出することを内容とする労働協約を締結していました。

しかし、平成21年冬季賞与に関する団体交渉の場で、組合員の査定結果（人事考課表）を除く資料を提出せず、さらに、平成22年1月の昇給については団体交渉を行いませんでした。

今回、このような会社の対応は、当該労働協約・合意事項に反する不誠実なものであり、労働組合法（第7条第2号）に違反するとの判断がなされたのです。

◆労働協約の遵守は重要

この事件では、会社は、「冬季賞与の賞与総額の根拠を示す資料」、「売上・利益、査定資料および組合員の人事考課表」を提示して説明を行うことを労働組合と合意していたにもかかわらず、この合意を守りませんでした。

上記の通り、このような会社の対応は「不誠実」と指摘され、法違反を問われる可能性がありますので、注意が必要です。

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、24年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

21日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～

12月分> [労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労号保険料納付<延納第3期分>労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（移動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]